

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月24日現在

機関番号：10101  
 研究種目：挑戦的萌芽研究  
 研究期間：2009～2011  
 課題番号：21653004  
 研究課題名（和文）：介護保険報酬債権の担保化・証券化に関する研究

研究課題名（英文）：securitize or to pledge as collateral the credits of the contract based on the Public Nursing Care Insurance System

研究代表者  
 加藤 智章 (KATO TOMOYUKI)  
 北海道大学・大学院法学研究科・教授  
 研究者番号：90177460

研究成果の概要（和文）：介護保険事業の運営は、多額の施設・設備整備費を必要とする施設系サービスを中心に、借入金に依存する構造にある。こうした資金調達事情の下、介護保険報酬債権の証券化・担保化のニーズは高い。介護保険報酬債権の証券化・担保化に当たり考慮すべきリスクを整理すると、1)査定、返戻等、2)代理受領の要件に係る瑕疵、3)指定取消処分、4)倒産である。それぞれ請求済み債権、将来債権に共通するリスクであるが、リスクが現実化した場合に損害が大きい3)指定取消等処分および4)倒産については、特に将来債権の問題として検討しなければならない。今後、担保が実行された場合の事業運営、ひいては入所者・利用者への影響を考慮した規制とともに、投資者の立場から見た債権回収リスクへの対応を個別に検討する必要がある。

研究成果の概要（英文）：It is high-need to securitize or to pledge as collateral the credits of the contract based on the Public Nursing Care Insurance System.

Because the operators which provide the Public Nursing Care System should structurally rely on the being debt. Especially, the operators which provide the services at the establishment should rely on the being debt because they need much money to own and to maintain the establishment and facilities. The risk which we should take into account when we discuss about to securitize or to pledge as collateral the credits of the contract based on the Public Nursing Care Insurance System are... (1)about appraisal or refund ,(2) It is not clear that the operator is creditor or agent of the creditor ,(3)revocation of the designation as the operators on Public Nursing Care Insurance System, and (4)Buncruptcy. The (3) and (4) should be discussed when we discuss the cases which collateral is the credits which will be created after the contract of securitization or pledge is concluded.

Afterward, we should discuss about the management of the operators after the security interest holder foreclose and the operators can not get paid from the credits which are the collateral. In such cases, we need the some kind of control considering the people who are provided the services from the operators. Because the operators provide "the service based on the Public Nursing Care Insurance System".

On the other hand, we should consider about the security interest holders and the inventors who should be protected from the risk of non-recoverable.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	0	900,000
2010年度	1,500,000	0	1,500,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	150,000	3,050,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：介護保険、債権流動化

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、介護保険制度の趣旨を活かしつつ事業者の資金調達方法を多様化するために必要となる「介護保険報酬債権の担保化・証券化」について、社会保障法及び民事法の両側面から学際的な研究を行い、想起しうる問題点に対する具体的な解決方法を提示した上で、その実効性・有用性を明確化し、かつ具体的な「担保化・証券化モデル」の構築を試みるものであった。

介護保険制度については社会保障法及び社会保障政策の領域において論じられており、本研究代表者加藤が「平成18年改正法に基づく保険者の変容」ジュリスト1327号(2007年)32頁以下を公表している。また、介護保険契約については、研究分担者である四ッ谷有喜が「介護保険契約をめぐる契約環境」辻村みよ子『男女共同参画のためー政策提言(東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書)』(2008年)413頁以下を公表しているが、いずれも単一の法分野との関係で介護保険制度・契約を論じるものである。

加藤・四ッ谷は、これらの先行研究の進めるなかで、a)介護保険制度について事業者の経営の安定化が不可欠であり、b)その方策の一つとして資金調達方法を多様化することが考えられ、c)介護保険事業者にとっての主たる収入源は介護保険報酬債権であり、これを資金調達に活かすことができれば事業者の資金調達方法の多様化を図ることができるが、d)「債権の証券化・担保化に関する法的枠組」をこの局面に単に当てはめることは、介護保険制度の趣旨を損なう可能性がある点で適切ではなく、かつe)介護報酬債権の発生原因である介護保険契約の特殊性を勘案したうえで、介護保険契約を巡る紛争に関する分析を行わなければ、「報酬債権の回収リスク」についても十分に予測することができない。したがって以上のa)～e)の観点を踏まえて、社会保障法及び民事法の両側面から「介護保険報酬債権の担保化・証券化」について学際的な研究を行う必要があるとの結論に達した。

### 2. 研究の目的

介護保険契約に基づき事業者に支給される介護保険報酬債権の証券化・担保化につき、その法的枠組みに関する分析・検討を行うことにより、

①介護保険報酬債権の証券化・担保化が可能であるか、

②可能であるとしていかなる有用性を有

するか、

③介護保険契約の一方当事者である被保険者に与えられるべき保護と介護報酬債権の証券化・担保化との関係を明らかにする。

### 3. 研究の方法

2の目的を達成するために、研究会活動を通じて、「介護保険報酬債権の担保化・証券化」の枠組に関する仮説を提示し、その仮説の検証と修正を行うということを想定して研究活動に着手した。

以下のように、新潟大学社会法判例研究会において、本研究に関する研究会を開催した。

①2009年8月24日 報告者：加藤

「介護保険をめぐるヒト・カネの動きー「介護保険報酬債権の担保化・証券化に関する法的枠組み」の一資料ー」

①2009年12月19日 報告者：石畝

「介護保険契約規制の課題」

③2010年2月26日 報告者：石畝

「介護保険制度の私法的構造」

④2010年9月15日 報告者：岩井

「地域保険(介護保険、国民健康保険等)の保険者の機能と枠組みー保険者自治と民主的統制(租税法律主義等)の観点からの考察ー」

⑤2011年4月2日 報告者：岩井

「介護保険事業の資金調達に関する制度的課題」

⑥2011年11月26日 報告者：加藤

「保健医療機関指定の法的性質と診療報酬請求権再論」

### 4. 研究成果

これらの研究会での検討を通して、医療保険及び介護保険に関する社会保障法学と民事法との間に、基本的な共通認識に欠けることが認識された。このため、「介護保険報酬債権の担保化・証券化」に関する検討を進める一方で、医療保険等に関する社会保障法学と民事法学における共通認識を獲得するための情報交換を行うことが確認された。

まず、「介護保険報酬債権の担保化・証券化」に関する研究は、以下のように要約することができる。

介護保険事業者の収入は、基本的に自己資金、補助金等収入、利用者負担及び介護報酬により構成される。その中でも主たる収入源は介護報酬である。しかし、主たる収入源である介護報酬が月単位の短期的収

入であるのに対し、施設・設備整備に係る費用などは長期にわたり償却される費用を一時期に支出する必要があることから、その財源は借入金に依存することとなる。また、近年、補助金や交付金が減少しているため、資金計画に占める借入金の割合が高まっている。統計調査から明らかになるのは、事業の種類によって程度の差はあるものの、常態的に多額の借入金ニーズがあること、特に、介護保険報酬債権は一般的に信用力が高いため、介護保険報酬債権の証券化・担保化のニーズが高いと考えられる。実際、独立行政法人福祉医療機構などが、貸付事業を展開している。いま以上に、投資家の投資意欲を向上させ、介護保険事業者の資金調達を円滑にするためには、債権回収リスクを回避・軽減するための対応が必要となる。そして、介護保険報酬債権の証券化・担保化に当たり考慮すべきリスクを整理すると、1)査定、返戻等、2)代理受領の要件に係る瑕疵、3)指定取消処分、4)倒産である。それぞれ請求済み債権、将来債権に共通するリスクではあるが、リスクが現実化した場合に損害が大きい3)指定取消等処分および4)倒産については、特に将来債権の問題として検討しなければならない。今後、担保が実行された場合の事業運営、ひいては入所者・利用者への影響を考慮した規制とともに、投資者の立場から見た債権回収リスクへの対応を個別に検討する必要がある。

また、医療保険等に関する社会保障法学と民事法学における共通認識を獲得するという視点から、民事法領域からは、以下のような認識が得られた。

介護保険契約の法的性質やその規制枠組に関する民法学からのアプローチは十分とは言い難く、議論が熟している状況にはない。そこで、主として民法学の視点から、かかる問題に対する現時点での議論の到達点を整理しつつ、介護保険契約につきあり得る規制モデルを想定し、各規制モデルから導出可能な規制内容を具体的に検討する必要がある。このような問題関心から、研究分担者石畝剛土は、「介護保険契約の規制枠組」(法政理論44/4/103頁以下)を公表した。

さらに、社会保障法学と民事法学における共通認識を獲得するという視点から、社会保障法の領域では、研究代表者の加藤が、以下のような研究成果を生み出した。

まず、日本社会保障法学会第58回大会(2010年10月:東京経済大学)において、「医療保険制度の変容と保険者のあり方」というテーマで学会報告を行った。

次に、日本社会保障法学会の新学会講座・第1巻の所収論文として、「公的医療保険と

診療報酬政策」(2012年6月刊行予定)を執筆した。そこでは、介護保険報酬とも密接に関連する医療保険の診療報酬について、「診療報酬の支払われる範囲が公的医療保険における保険給付の広がりや質を規定する。このように診療報酬は、医療サービスに関する需要(ファイナンス)と供給(デリバリー)とを結びつけるものであり、その意味では、公的医療保険制度の成否を決定する重要な要素である」との認識から、診療報酬政策の変遷を跡づけ、今後の問題としては、定額払い制の比重が大きくなることになって、サービスの質をどのように担保するか、従来の支払過程での審査では対応できないことを指摘した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

- ①加藤智章、公的医療保険と診療報酬、日本社会保障法学会・新学会講座、第1巻、査読無、2012、掲載予定
- ②石畝剛土、介護保険契約の規制枠組一序論、法政理論、44巻4号、査読無、2012年、103-148
- ③加藤智章、医療をめぐる諸問題、ジュリスト、1414号、査読無、2011、193-197
- ④加藤智章、医療保険制度の変容と保険者のあり方、日本社会保障学会誌、26号、査読無、2011、103-115
- ⑤加藤智章、フランス医療保障における財政、平等および自由、日本医師会・民間病院フランス医療・福祉調査団報告書、査読無、2011、9-29
- ⑥石畝剛土、預金取引経過開示と共同相続(2・完)、法政理論、44巻1号、査読無、2011、17-68
- ⑦石畝剛土、預金取引経過開示と共同相続、法政理論、43巻2号、査読無、2011、39-70
- ⑧南方暁、妻が夫名義で結んだ放送受信契約に民法761条を適用しなかった事例、法学セミナー増刊速報判例解説、8号、査読無、2011、129-132
- ⑨四ッ谷有喜、譲渡禁止特約違反を理由に譲渡人が債権譲渡の無効を主張することの可否、法学セミナー増刊速報判例解説、16号、査読無、2010、91-94
- ⑩南方暁、子供の利益の保護、法律時報、81巻2号、査読無、2009、6-13
- ⑪南方暁、児童福祉法第28条第2項による施設入所措置の更新が認められた事例、法学セミナー増刊速報判例解説、14号、査読無、2009、95-98

〔学会発表〕（計1件）

①加藤智章、医療保険制度の変容と保険者のあり方、日本社会保障法学会、2010年10月16日、東京経済大学

〔図書〕（計2件）

①加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子、有斐閣アルマ、社会保障法第4版、2010年、399頁

②加藤智章・菊池馨実・片桐由喜・尾形健、旬報社、新版社会保障・社会福祉判例大系2 医療保障・医療問題、2009年、543頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

加藤 智章 (KATO TOMOAKI)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：90177460

### (2) 研究分担者

四ッ谷 有喜 (YOTSUYA YUKI)  
新潟大学・人文社会教育学系・准教授  
研究者番号：40323951

石畝 剛士 (ISHIGURO TAKESHI)  
新潟大学・人文社会教育学系・准教授  
研究者番号：60400970

岡庭 幹司 (OKANIWA MASASHI)  
横浜国立大学・大学院国際社会科学研究科・准教授  
研究者番号：60272407

南方 暁 (MINAMIKATA SATOSHI)  
新潟大学・人文社会教育学系・教授  
研究者番号：70125805

岩井 勝弘 (IWAI KATSUHIRO)  
新潟大学・人文社会教育学系・准教授  
研究者番号：70529271  
(H21～H22)

### (3) 連携研究者 なし